

奈良県告示第二百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し公金事務を委託した。

令和七年十月三日

奈良県知事 山下 真

一 指定公金事務取扱者の名称

株式会社東急コミュニティー

二 指定公金事務取扱者の所在地

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

三 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

四 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和七年四月一日

五 委託した公金事務に係る歳入

県営住宅の入居者が負担する費用のうち共益費

六 公金事務を行う期間

令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで